介護老人福祉施設

契約書
重要事項説明書

社会福祉法人春光会

特別養護老人ホーム　凪の郷

契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という。）と社会福祉法人春光会（以下「事業者」という。）とは、特別養護老人ホーム「凪の郷」が利用者に対して提供する介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）について、次の通り契約します。

（契約期間）

第１条　この契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

２　契約期間満了日の７日前までに、利用者からの書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

３　この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

（介護保険給付対象のサービス）

第２条　この契約書は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを目的とする施設サービスについて定めます。

２　前項のサービスの費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第３条　事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

⑴ 食事の提供
⑵ 居住の提供
⑶ 特別な食事の提供
⑷ 利用者に対する理美容サービス
⑸ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事等
⑹ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等の提供
⑺ 前各号のほか日常生活に通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

2　前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者等が負担するものとします。

3　第１項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

4　事業者は第１項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（利用料金の変更）

第４条　利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。

2　利用者の経済的事情の変化により、負担限度額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

3　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更する事ができます。

4　介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

5　第３項又は、前項の変更があった場合は、事業者は利用者に事前に通知するものとします。

（施設サービスの内容）

第５条　事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の施設サービスを提供します。

2　施設サービスの提供は、当施設の生活相談員、看護職員、介護職員等の従業者が当たります。

3　事業者は、施設サービスの提供に当たっては利用者の要介護状態区分に従って，また利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会の意見に配慮して、利用者に施設サービスを提供します。

4　事業者は、入浴、排泄、おむつ交換、離床、着替え、整容などの介護に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

5　事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。また、利用者の食事は、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めます。

なお食事時間は朝食を 8 時、昼食を 12 時、夕食を 17 時と設定していますが、入居者様の身体的状況等を鑑み、食事の時間の変更は可能となっています。

6　事業者は、施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

7　　利用者は本事業所の営業時間内に事業所にて、サービス実施記録及びサービス提供に係る必要な記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

（施設サービス計画）

第６条　事業者は、次に掲げる事項を、当施設の介護支援専門員に担当させます。

⑴ 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及びその家族の意向を踏まえたうえで、施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

⑵ 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

⑶ 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成又は変更したときは、利用者又はその家族に施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

（相談及び援助）

第７条　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（健康管理）

第８条　事業者の医師又は看護職員は常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。服薬管理も看護師がおこないます。

（医療体制）

第９条　事業者は利用者に対し、事業者の医師による検診を行います。

2　　治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除く外、利用者の意思を確認し、できるだけ利用者の意思に沿うようにします。

3　　事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者の医師又は別紙の「重要事項説明書」記載の緊急医療機関との連絡を取り、緊急医療あるいは緊急入院などの必要な措置を講じます。

（入院期間中の取り扱い）

第１０条　事業者は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね３ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者及びその家族の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入所することができるよう配慮します。

（退所時の援助）

第１１条　事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

2　事業者は、施設サービスの提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者（居宅サービス計画作成者）に連絡します。

（秘密保持義務）

第１２条 事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負います。

2　事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3　なお、前項の規定にかかわらず、事業者は、円滑なサービスを提供する為サービス提供関係者との連絡調整等において、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者及びその家族の個人情報を用いることができるものとします。

（利用料金の支払い方法等）

第１３条　利用者は、施設サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、事業者が指定する方法で支払います。

（契約の終了）

第１４条　利用者は、7日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

⑴ 事業者が正当な理由がなくサービスを提供しないとき。

⑵ 事業者が守秘義務に違反したとき。

⑶ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

⑷ 第4条第5項の変更に同意することができない場合。

2　事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、1ヵ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、7日間が経過した後にこの契約を解約することができます。

⑴　利用者が施設に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し、期限を定めて再三勧告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がないとき。

⑵　利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに３ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後３ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

⑶ 利用者又はその家族等がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

⑷ 利用者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められるとき。

３　次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。

⑴ 利用者が他の介護保険施設に入院又は入所した場合

⑵ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

⑶ 利用者が死亡した場合

（事故発生時の対応）

第１５条　事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（情報の保存）

第１６条　事業者は、利用者に対する施設サービス提供に関する書類等を整備し、この契約終了後５年間保存します。

（苦情処理）

第１７条　利用者又はその家族は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに必要な措置を講じます。

２　事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

（裁判管轄）

第１８条　利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、その訴額に応じて、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意します。

（協議）

第１９条　この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利

用者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

（連帯保証）

第２０条　身元引受人（連帯保証人）は、この契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、事業者に対し、利用者と連帯して支払っていただきます。なお、原則として利用者の親族代表者に身元引受人（連帯保証人）となっていただきます。

２　前項の連帯保証の極度額は利用料金４ヶ月分に相当する６０万円とします。

３　身元引受人（連帯保証人）は、事業者が必要ありと認め要請したときは、利用者と共同し、誠意をもってこれに応じて事業者と協議するものとします。

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、指定介護老人福祉施設サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことや、知っておいていただきたい内容を説明するものです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1　施設の概要

事業者の名称	社会福祉法人　春光会
事業者の所在地	福岡県那珂川市大字山田1115-1
電話番号	092-408-9653
代表者職・代表者名	理事長　呉　豊子
設立年月日	令和2年4月1日

2　事業所の概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム 凪の郷
事業所の所在地	福岡県那珂川市大字山田1115-1
電話番号	092-408-9653
介護保険事業所番号	4073700934
管理者氏名	安東　俊延
開設年月日	令和3年12月1日
運営目的	個別プランに基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、 排泄、食事等の介助、口腔ケア、栄養管理、服薬管理、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営方針	ご利用者の意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援するために、居室及び共用施設などを使用し生活するとともに入浴、排泄、食事等の介護、相談などの精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活の世話、健康管理等の介護福祉施設サービスを提供します。

3　事業所の職員の概要　　（令和7年4月1日現在）

職種	資格	基準	実数	職務内容
管理者(施設長)	ユニットケア施設管理者	1	1	施設全体の管理
医師	医師免許	1	1(嘱託)	診察、健康管理
看護職員	看護師 准看護師	3	3 2	健康管理
介護支援専門員	介護支援専門員	1	1	施設サービス計画の作成
生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事	1	1 1	生活相談、連絡調整
機能訓練指導員	作業療法士	1	1	機能訓練
介護職員	介護福祉士・実務者研修・初任者研修・認知症研修	27	35	日常生活介護全般
栄養士	管理栄養士 栄養士	1	1 1	栄養管理
事務員			4	総務 経理 請求

4　施設の設備の概要

定員	80人
居室	居室一人部屋80室　一室当たり12.24㎡
個浴室	ユニットに各1室(5.62㎡)、特別浴室に2室
特別浴室	1室(49.65㎡)
共同生活室	10室(57.33㎡)
面談室(相談室)	4室(8.30㎡~9.83㎡)
医務室	3室(6.72㎡)
機能訓練維持室	1室(79.78㎡)
地域交流室	1室(65.84㎡)
その他	便所：　各居室に1室、共同生活室に各１室、ユニット設置の介護浴室に各1室、1階エントランスに1室 洗面台：　各居室に1台、共同生活室に各2台、共用廊下に各1台、玄関風除室に1台 調理室：　1 室(87.69㎡) 汚物処理室：ユニット設置の介護浴室に各1室(5.76㎡)、特別浴室に1 室

	介護材料室： 3室(6.69㎡) ①消火器具 ②スプリンクラー ③粉末消火設備④自動火災報知設備 ⑤(煙感知器連動)特定防火設備 ⑥消防機関へ通報する火災報知設備 ⑦非常放送 ⑧誘導灯設備 ⑨連結散水栓設備 ⑩ガス漏れ火災報知設備

※当事業所はショートステイを併設しています

5 施設サービスの概要と利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

食事	管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 (食事時間) 朝食時間 8：00～ 随時入居者に合わせて提供いたします。 昼食時間 12：00～ 随時入居者に合わせて提供いたします。 夕食時間 17：00～ 随時入居者に合わせて提供いたします。
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。
入 浴・清 拭	一般浴、特殊浴共に週2回以上行います。清拭は必要に応じ行います。
離 床	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
着 替	生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うように援助します。
整 容	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう援助します。
健康管理	嘱託医による診察、看護職員による日々の健康チェックを行います。 協力病院：ごう脳神経外科クリニック

⑵ 利用料金

① 基本料金

【別紙 重要事項説明書：利用料金表】をご参照ください

② その他料金

【別紙 重要事項説明書：利用料金表】をご参照ください

③ 基本料金の減免措置

行政指導に基づく、指導内容に沿って実施いたします。

④ 支払方法

事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。支払い方法は口座自動引き落としでお願いします。毎月17日までに、前月ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、20日までにご利用者が指定する口座にご入金下さい。

6　サービスの終了

⑴ 7日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。

① 事業者が正当な理由がなくサービスを提供しないとき。

② 事業者が守秘義務に違反したとき。

③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

④ 利用料金の変更に同意できないとき。

⑵ 事業者はやむを得ない事情がある場合には、ご利用者に対し、1ヵ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、7日間が経過した後に契約を解約することができます。

① ご利用者が施設に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し、期限を定めて再三勧告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がないとき。

② ご利用者が病院又は診療所に入院し、3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

③ ご利用者が契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

④ ご利用者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められるとき。

⑶ 次の事由に該当する場合、契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。

① ご利用者が他の介護保険施設に入院又は入所した場合。

② ご利用者の要介護状態区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合。

③ ご利用者が死亡した場合。

7　サービス利用にあたっての留意事項

面会	午前10時から午後16時30分まで。 但し感染症対策として面会に制限をかける事がございます。
設備、器具の利用	本来の用途に従って利用してください。
金銭の管理	急な支払いや自らの手による支払いが困難な場合など、事業所の仮払いサービスをご利用いただけます。
宗教活動	施設内での他のご利用者様に対する宗教活動はご遠慮ください。
ペット	持込できません。
飲酒・喫煙	施設内では原則禁止いたします。飲酒・喫煙の希望がある場合は、職員にお申し出下さい。

8 衛生管理等について

⑴ ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

⑵ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

⑶ 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

⑤ 感染症予防の必要性がある際は、面会を控える等のご協力をお願いする場合があります。

9 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際にご利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

協力医療機関は以下のとおりです。

ごう脳神経外科クリニック	住所	福岡県那珂川市山田1150-1
	連絡先	092-951-5219
福岡脳神経外科病院	住所	福岡県福岡市南区曰佐5丁目3番15号
	連絡先	092-558-0081
夫婦石病院	住所	福岡県福岡市南区桧原853－９
	連絡先	092-556-7061
南福岡脳神経外科病院	住所	福岡県福岡市南区曰佐5丁目2番23号
	連絡先	092-591-8171

10 事故発生時の対応方法について

⑴ 事故が発生した場合の対応について、⑵に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。

⑵ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

⑶ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

⑷ 上記⑴～⑶の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

⑸ 施設は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

⑹ 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。

⑺ 施設は、ご利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】 那珂川市役所　高齢者支援課	所 在 地　福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 電話番号　０９２－９５３－２２１１
【家族等緊急連絡先】	氏名　　続柄（　　） 住所 電話番号

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険　保険会社名　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名　介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要　業務中における事故の補償

11 非常災害対策

非常時の対応	別途定める事業所の消防計画により対応します。
近隣との協力関係	地域消防団、自主防災組織の協力を得ます。
非常時の防災訓練	ご利用者も参加する中で昼夜間、火災や地震を想定した避難訓練を行います。
防 災 設 備	スプリンクラー、非常階段、自動火災報知器、屋内消火栓、非常通報装置、消火器等完備しています。カーテン等は、防炎性能のある物を使用しています。
防火管理担当者	安東　俊延

12 苦情解決体制

社会福祉法第82条の規定により、当事業所ではご利用者等からの苦情に対して適切に対応するために以下の体制を整え、苦情解決に努めます。

苦情受付 担当者　　生活相談員 久保田　正人

苦情解決責任者　　施設長　安東　俊延

電話番号　092-408-9653

この他､市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることが出来ます

那珂川市役所	担当窓口	高齢者支援課
	電話番号	092-953-2211
春日市役所	担当窓口	春日市高齢課
	電話番号	092-558-1205
福岡市南区役所	担当窓口	地域保健福祉課
	電話番号	092-559-5132
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課
	電話番号	092-642-7859
大野城市役所	担当窓口	長寿支援課
	電話番号	092-580-1916

13 秘密の保持と個人情報の保護について

⑴ ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、ご利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③ 事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

⑵ 個人情報の保護について

① 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、ご利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。）

14 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

⑴ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護師長

⑵ 成年後見制度の利用を支援します。

⑶ 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑷ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

⑸ 虐待防止のための指針の整備をしています。

⑹ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑺ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体的拘束について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

⑴ 緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

⑵ 非代替性・・・・身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

⑶ 一時性・・・・・・ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 サービス提供の記録

⑴ 指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

⑵ ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は有料です。）

17 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価は行っておりません。

18 業務継続計画（BCP）の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

入所に際してご理解いただく内容に係る同意書

当施設は、日常生活の支援や活動性ある生活をお過ごしいただくための福祉施設です。そのため、以下の事柄に関しまして事前にご理解をいただき、了承された上で、ご入所を決定して頂きますようお願い申し上げます。

(1)転倒・転落について

施設内では、歩行中（歩行器・杖なども含む）の転倒や、車椅子やベッドからの転落等が起こることがあります。法定基準に則った職員配置を実施していますが、介護支援を行う中で目が届かない状況もあり、転倒・転落等によりお怪我につながることがあります。

(2)その他の怪我について

皮膚の弱い方は些細な接触で皮膚剥離を起こし、骨の脆い方は通常の日常生活の動作の中でも骨折したりと、原因や状況が不明な怪我をされることがあります。

(3)誤嚥による障害について

ご高齢者の方は食べ物を噛む力や飲み込む力が弱くなり、誤嚥を起こすことがあります。誤嚥に伴って肺炎を引き起こすことがあります。

(4)感染症について

ご利用者がインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス 、疥癬等に感染する場合があります。感染の拡大を防ぐために、入浴の制限や居室移動をしていただくことがあります。状況によって、ご家族の面会をお断りする場合があります。

(5)物品の紛失について

金品や貴重品、衣類等が紛失する場合があり得ます。当施設は外部のクリーニングサービスを利用しており、また金品の預かりを行っておりません。金銭や高価な物の持ち込みはお控えいただき、衣類等の日用品には名前の明記をお願い致します。

(6)救急対応と提供医療機関について

救急車による病院への搬送を依頼した際に、病院側の事情等により搬送が遅れる場合があります。また、施設と連携している医療機関でも、医療機関側（病院側）の事情等により入院できない場合もあります。

(8)面会や食べ物の差し入れについて

面会や食べ物の差し入れは、感染予防と食中毒予防の為、施設の定めたルールに沿っていただくことをご理解ください。

上記の説明を受けました。内容に同意し異論はありません。

利用者氏名：　　代理人氏名：　　（続柄）

個人情報利用ならびに空床利用に係る同意書

【個人情報利用範囲】

ご利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらせていただきます。

・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続きや管理運営のため
・緊急時の医師・関係機関への連絡のため
・ご家族及び後見人様などへの報告のため
・当社サービスの維持・改善にかかる資料および職員研修などにおける資料のため
・法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）からの依頼があった場合
・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

【広報誌等への写真の使用について】

写真は肖像権を含む大切なプライバシーであることから、写真使用について同意をいただきたくお願いいたします。なお、本書面の同意を得られないことをもって、事業所が必要なサービスを提供しない等の、利用契約およびサービス提供に影響を与えることはありません。

写真使用につきまして、以下の項目にそれぞれ〇をご記入下さい。

① 通信広報誌「凪の郷新聞」への使用について　（同意します ・ 同意しません）
② 施設のパンフレットへの使用について　（同意します ・ 同意しません）
③ 法人のホームページへの使用について　（同意します ・ 同意しません）
④ その他の関係物（研修・宣伝等）への使用について　（同意します ・ 同意しません）

【空床利用について】

ご利用者の入院や一時帰宅等により居室が空いた際に、居室をショートステイ枠として利用することを空床利用と言います。ご契約者の同意を得て空床利用した期間は、外泊時費用及び居住費の料金は発生いたしません。

空床利用につきまして同意されるか否かを〇でご記入下さい。

〇 居室及びベッドを空床利用することについて　（同意します ・ 同意しません）

上記の契約書・重要事項説明書の成立を証するために契約書及び重要事項説明書３通を作成し、利用者、事業者及び身元引受人（連帯保証人）が記名のうえ各自その１通を所持します。また、「個人情報利用ならびに空床利用に係る同意書」に記載するところにより、利用者に関する個人情報、写真、空床居室を使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

説明者	氏名

利用者　　住所

氏名

上記代理人　　住所
（代理人を選任した場合）
氏名

身元引受人　　住所
（連帯保証人）
氏名

事業者　　所在地　福岡県那珂川市大字山田 1115-1
事業者名　社会福祉法人 春光会
事業所名　特別養護老人ホーム 凪の郷
代表者名　理事長　　呉　豊子

【特別養護老人ホーム凪の郷　利用料金表】

（1）基本料金（契約書第4条参照）

下記の表によって、ご利用者の要介護状態区分に応じた単位数、及びその他介護給付サービス加算から該当するものを合計し、10.27円を乗じた金額の1割から3割（介護保険負担割合証に記載された割合）が自己負担となります。

ただし要介護状態区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合、もしくは要介護状態区分の認定有効期間が終了した場合は、直近の要介護状態区分に応じた利用料金の全額が自己負担となります。

〇サービス利用料金（1日あたり）

<table>
<tr><th></th><th>段階</th><th>介護サービス費</th><th>食費</th><th>居住費</th><th>1日あたり</th><th>31日利用</th></tr>
<tr><td rowspan="8">要介護1</td><td>第1段階</td><td rowspan="5">688円</td><td>300円</td><td rowspan="2">880円</td><td>1,868円</td><td>57,908円</td></tr>
<tr><td>第2段階</td><td>390円</td><td>1,958円</td><td>60,698円</td></tr>
<tr><td>第3段階①</td><td>650円</td><td rowspan="2">1,370円</td><td>2,708円</td><td>83,948円</td></tr>
<tr><td>第3段階②</td><td>1,360円</td><td>3,418円</td><td>105,958円</td></tr>
<tr><td>第4段階</td><td rowspan="3">1,445円</td><td rowspan="3">2,066円</td><td>4,199円</td><td>130,169円</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td>1,376円</td><td>4,887円</td><td>151,497円</td></tr>
<tr><td>3割負担</td><td>2,064円</td><td>5,575円</td><td>172,825円</td></tr>
<tr><th></th><th>段階</th><th>介護サービス費</th><th>食費</th><th>居住費</th><th>1日あたり</th><th>31日利用</th></tr>
<tr><td rowspan="8">要介護2</td><td>第1段階</td><td rowspan="5">760円</td><td>300円</td><td rowspan="2">880円</td><td>1,940円</td><td>60,140円</td></tr>
<tr><td>第2段階</td><td>390円</td><td>2,030円</td><td>62,930円</td></tr>
<tr><td>第3段階①</td><td>650円</td><td rowspan="2">1,370円</td><td>2,780円</td><td>86,180円</td></tr>
<tr><td>第3段階②</td><td>1,360円</td><td>3,490円</td><td>108,190円</td></tr>
<tr><td>第4段階</td><td rowspan="3">1,445円</td><td rowspan="3">2,066円</td><td>4,271円</td><td>132,401円</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td>1,520円</td><td>5,031円</td><td>155,961円</td></tr>
<tr><td>3割負担</td><td>2,280円</td><td>5,791円</td><td>179,521円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>段階</th><th>介護サービス費</th><th>食費</th><th>居住費</th><th>1日あたり</th><th>31日利用</th></tr>
<tr><td rowspan="8">要介護3</td><td>第1段階</td><td rowspan="5">837円</td><td>300円</td><td rowspan="2">880円</td><td>2,017円</td><td>62,527円</td></tr>
<tr><td>第2段階</td><td>390円</td><td>2,107円</td><td>65,317円</td></tr>
<tr><td>第3段階①</td><td>650円</td><td rowspan="2">1,370円</td><td>2,857円</td><td>88,567円</td></tr>
<tr><td>第3段階②</td><td>1,360円</td><td>3,567円</td><td>110,577円</td></tr>
<tr><td>第4段階</td><td rowspan="3">1,445円</td><td rowspan="3">2,066円</td><td>4,348円</td><td>134,788円</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td>1,674円</td><td>5,185円</td><td>160,735円</td></tr>
<tr><td>3割負担</td><td>2,511円</td><td>6,022円</td><td>186,682円</td></tr>
<tr><td></td><td>段階</td><td>介護サービス費</td><td>食費</td><td>居住費</td><td>1日あたり</td><td>31日利用</td></tr>
<tr><td rowspan="8">要介護4</td><td>第1段階</td><td rowspan="5">910円</td><td>300円</td><td rowspan="2">880円</td><td>2,090円</td><td>64,790円</td></tr>
<tr><td>第2段階</td><td>390円</td><td>2,180円</td><td>67,580円</td></tr>
<tr><td>第3段階①</td><td>650円</td><td rowspan="2">1,370円</td><td>2,930円</td><td>90,830円</td></tr>
<tr><td>第3段階②</td><td>1,360円</td><td>3,640円</td><td>112,840円</td></tr>
<tr><td>第4段階</td><td rowspan="3">1,445円</td><td rowspan="3">2,066円</td><td>4,421円</td><td>137,051円</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td>1,820円</td><td>5,331円</td><td>165,261円</td></tr>
<tr><td>3割負担</td><td>2,730円</td><td>6,241円</td><td>193,471円</td></tr>
<tr><td></td><td>段階</td><td>介護サービス費</td><td>食費</td><td>居住費</td><td>1日あたり</td><td>31日利用</td></tr>
<tr><td rowspan="8">要介護5</td><td>第1段階</td><td rowspan="5">981円</td><td>300円</td><td rowspan="2">880円</td><td>2,161円</td><td>66,991円</td></tr>
<tr><td>第2段階</td><td>390円</td><td>2,251円</td><td>69,781円</td></tr>
<tr><td>第3段階①</td><td>650円</td><td rowspan="2">1,370円</td><td>3,001円</td><td>93,031円</td></tr>
<tr><td>第3段階②</td><td>1,360円</td><td>3,711円</td><td>115,041円</td></tr>
<tr><td>第4段階</td><td rowspan="3">1,445円</td><td rowspan="3">2,066円</td><td>4,492円</td><td>139,252円</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td>1,962円</td><td>5,473円</td><td>169,663円</td></tr>
<tr><td>3割負担</td><td>2,943円</td><td>6,454円</td><td>200,074円</td></tr>
</table>

○その他介護給付サービス加算　職員の配置状況やご利用者の状況に応じて算定します。

加算項目	単位	利用者負担額			内容
		1割	2割	3割	
初期加算	30	31円/日	62円/日	93円/日	入所した日から30日以内について算定
看護体制加算Ⅰロ	4	5円/日	9円/日	13円/日	常勤の看護師1名を配置
看護体制加算Ⅱロ	8	9円/日	17円/日	25円/日	看護職員数を法定数より1名多く配置
夜勤職員配置加算Ⅱロ	18	19円/日	37円/日	56円/日	夜勤帯の職員数を法定数より1名多く配置
日常生活継続支援加算Ⅱ	46	48円/日	95円/日	142円/日	重度の要介護状態や認知症の方を積極的に受け入れ日常生活の継続を支援
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	13円/日	25円/日	37円/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書を作成。計画に基づき機能訓練を実施して効果や実施方法を評価
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	21円/月	41円/月	62円/月	個別機能訓練加算Ⅰの取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20	21円/月	41円/月	62円/月	口腔及び栄養状態情報を共有して計画に反映
ADL 等維持加算(Ⅰ)	30	31円/月	62円/月	93円/月	一定期間で入所者のADL の維持改善度合いが1以上
ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)	60	62/月	124円/月	185円/月	一定期間で入所者のADL の維持改善度合いが3以上
栄養マネジメント強化加算	11	12円/日	23円/日	34円/日	栄養ケア計画に従って食事の観察と調整

療養食加算	23	24円/食	48円/食	71円/食	医師の指示による特別食を提供
経口移行加算	28	29円/日	58円/日	87円/日	経管栄養の入所者対象で、医師の指示に基づく栄養管理
経口維持加算（Ⅰ）	400	411円/月	822円/月	1,233円/月	摂食障害や誤嚥を有する方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき専門職が共同して栄養管理を実施
経口維持加算（Ⅱ）	100	103円/月	206円/月	309円/月	歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名が会議に参加
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	93円/月	185円/月	283円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを実施
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	113円/月	226円/月	339円/月	口腔衛生等の管理に関する情報を厚生労働省に提出
再入所時栄養連携加算	400	411円/回	822円/回	1,233円/回	特別食を必要とする医療機関からの再入所者へ、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し調整
退所時栄養情報連携加算	70	72円/回	144円/回	216円/回	退所後の医療機関へ栄養情報提供
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	3円/月	6円/月	9円/月	褥瘡の発生と関連リスクについて、入所時に評価するとともに3月に1回評価
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	14円/月	27円/月	40円/月	評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に対して褥瘡発生がない場合

排せつ支援加算（Ⅰ）	10	11円/月	21円/月	31円/月	排せつに介護を要するご利用者へ、計画に基づいて支援を実施
排せつ支援加算（Ⅱ）	15	16円/月	31円/月	47円/月	（Ⅰ）により排尿・排便のどちらかが改善
排せつ支援加算（Ⅲ）	20	21円/月	41円/月	62円/月	（Ⅰ）により排尿・排便の両方が改善
若年認知症入所者受入加算	120	124円/日	247円/日	370円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	206円/日	411円/日	617円/日	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難となり緊急入所した場合(入所から7日)
在宅復帰支援機能加算	10	11円/日	21円/日	31円/日	家族との連絡調整、退所後のサービス利用に関する情報提供や調整を行った場合
在宅・入所相互利用加算	40	41円/日	82円/日	123円/日	複数の利用者で在宅と入所の期間を定めて居室を計画利用
退所前訪問相談援助加算	460	473円/回	945円/回	1,418円/回	退所後のサービスへの相談援助
退所後訪問相談援助加算	460	473円/回	945円/回	1,418円/回	退所後30日以内に居宅訪問し相談援助
退所時訪問相談援助加算	400	411円/回	822円/回	1,233円/回	退所時に退所後のサービスについて調整
退所前連携加算	500	514円/回	1,027円/回	1,541円/回	退所後のサービス利用への調整
退所時情報提供加算	250	257円/回	514円/回	771円/回	退所後の医療機関へ情報提供
看取り加算（Ⅰ）	72	74円/日	148円/日	222円/日	看取り前45日~31日
	144	148円/日	296円/日	444円/日	看取り前30日~4日
	680	699円/日	1,397円/日	2,095円/日	看取り前々日と前日
	1,280	1,315円/日	2,629円/日	3,944円/日	看取り当日

看取り加算（Ⅱ）	72	74円/日	148円/日	222円/日	看取り前45日~31日
	144	148円/日	296円/日	444円/日	看取り前30日~4日
	780	801円/日	1,602円/日	2,403円/日	看取り前々日と前日
	1,580	1,623円/日	3,246円/日	4,868円/日	看取り当日
配置医師緊急対応加算	325 650 1,300	334円/回 668円/回 1,336円/回	668円/回 1,335円/回 2,671円/回	1,002円/回 2,003円/回 4,006円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝、夜間、深夜及び診療時間外に訪問し診療
外泊時の費用	246	253円/日	506円/日	758円/日	入院及び外泊時。ひと月6日を限度
特別通院送迎加算	594	610円/月	1,220円/月	1,830円/月	透析が必要で送迎困難な方を月12回以上送迎した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	41円/月	82円/月	123円/月	ＡＤＬ、栄養、口腔機能等の情報を厚生労働省に提出し活用
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50	52円/月	103円/月	154円/月	（Ⅰ）の内容に疾病状況の情報を含める
安全対策体制加算	20	21円/回	41円/回	62円/回	必要な安全対策体制が整備されている。入所初日1回のみ
協力医療機関連携加算	50	52円/月	103円/月	154円/月	協力医療機関と相談対応できる体制
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	103/月	206円/月	309円/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入した業務改善
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11円/月	21円/月	31円/月	見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入した業務改善
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	11円/月	21円/月	31円/月	振興感染症発生時の医療機関との連携体制と対応
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	6円/月	11円/月	16円/月	3年に1回以上の医療機関から感染制御に係わる実施指導

振興感染症等施設療養費	240	247円/日	493円/日	740円/日	3年に1回以上の医療機関から感染指導
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	3円/日	6円/日	9円/日	認知症介護に係る研修を終えた者を配置し認知症ケアを推進
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5円/日	9円/日	13円/日	認知症介護の指導に係る研修を終えた者を1名以上配置し認知症ケアを指導
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	154円/月	308円/月	462円/月	認知症介護の研修を終えた者を1名以上配置し認知症チームケアと評価
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	124円/月	247円/月	370円/月	認知症の指導に係る研修を終えた者を1名以上配置し認知症チームケアと評価
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	23円/月	45円/月	68円/月	介護職員のうち介護福祉士が80％以上か又は10年以上勤続の介護福祉士が35％以上を占める場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	19円/月	37円/月	56円/月	介護職員のうち介護福祉士が60％以上を占める場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7円/月	13円/月	19円/月	介護職員のうち介護福祉士が50％以上か又は常勤者が75％以上を占める場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	単位数の140/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	介護サービスに従事する職員の処遇改善を図るための加算

（2）その他料金（契約書第2条参照）

以下のサービスは、介護保険給付対象外のサービスとなります。利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。1日あたり1,445 円を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）の負担となります。

認定証発行を受けている方				認定証発行を受けていない方
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,445円/日

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料)

この事業所及び設備を利用し、居住されるにあたり、室料（建物設備等の減価償却費等）として 1 日あたり 2,066 円を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1 日あたり）の負担となります。

※ 外泊、又は入院時に、お部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方（利用料段階 1 段階～3 段階）は、入院・外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、2,066円の負担になります。

認定証の発行を受けている方				認定証発行を受けていない方
第１段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,066円/日

③ 日用品費

身の回り品として日常生活に必要な日用品で、共用で使用する物品は施設負担となります。(例：ティッシュペーパー、トイレットペーパー、寝具類、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、リンス、ボディソープなど)。また、共用の物を使用することに抵抗がある等で、個人で選択して使用を要望されるご利用者へは、以下の品目を準備しております。なお個人の要望品については、できるだけご本人やご家族等でご準備いただくようお願いいたします。

対象品目	単価
歯磨き粉	150円
歯ブラシ	150円
ティッシュペーパー	50円
乾電池（2本入り）単3・単4	50円

④ 特定の家電品の使用を希望される場合の電気使用料

対象品目	料金
空気清浄機、加湿器、電気カーペット、暖房ヒーター、など	月額：1,200円（日割：40円）
※上記の品目などを使用する月に該当いたします。 （例） 12/1 ～ 12/20 まで使用した場合は、@40 円 × 20 日 ＝ 800 円 800円となります。	

⑤ 教養娯楽費

施設が主催するイベント等の教養娯楽費は、基本的に施設にて負担いたします。なお、ご利用者個人の希望選択で参加されるクラブ活動などの材料費につきましては、実費相当を負担いただきます。

⑥ 特別な食事

ご利用者の希望により提供される特別な食事にかかる費用につきましては、実費相当を負担いただきます。

⑦ 洗濯

一般的な衣類は施設で洗濯いたします。ただし、クリーニングが必要なものについては、ご家族様にお持ち帰りいただき対応をお願いするか、実費でのクリーニング対応となります。

⑧ 理美容代

訪問理美容等との提携により実費でのご請求となります。

⑨ 医療費

病院受診料、お薬代、健康管理費（インフルザ予防接種に掛かる費用等）は実費での請求となります。なお、遠方の病院への入院等で送迎、付き添いに相当の時間を要する場合は、別途交通費をいただく場合がございます。

⑩その他

ご利用者の希望する嗜好品（個人が特別に希望する新聞や雑誌等）や、特別な申請手続きに掛かる代行手数料は実費での請求となります。

※ ③～⑩の内容については、事前にご家族様へ説明行い了承を頂きます。